

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の通り、行動計画を定める。

1. 行動計画期間 令和6年7月1日～ 令和11年6月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行うと共に、将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す。

<対策>

- 令和6年7月～ 育児休業取得促進を図り継続就業定着の為の制度の周知・啓発を実施するとともに、対象従業員に対する本人の希望及び社内制度の個別確認を行う
- 令和6年7月～ 制度に関するパンフレットの作成及び周知

目標2：子の看護等休暇について、法律を上回る制度設計を行うことで、職場復帰後の両立支援を図る。

<対策>

- 令和6年7月～ 子の看護等休暇の取得日又は取得時間を有給とする。
- 令和6年7月～ 法改正情報にアンテナを張り、両立支援に向け必要な事項について法律を上回る措置を行うよう努める